

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、海外旅行専門会社として、『ゆとりと高品質な旅』をメインコンセプトに、お客様の立場に配慮した「ゆとりある豊かな旅」「高い安心感と満足度」を主眼とした旅行日程を考案、海外渡航の安全性を重視したツアーを造成、催行を行なっております。この企業理念のもと、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、お客様をはじめとする株主様・従業員・取引先様など様々なステークホルダーとの適切な協働に努めております。

当社は、効率的かつ健全な企業経営を可能にするシステムをいかに構築するかがコーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。そのコーポレート・ガバナンスの更なる充実に向けて、コンプライアンスの徹底・経営の透明性・公正性・迅速な意思決定の向上に努め、効率経営の実践を積極的に推進してまいります。

企業統治の体制につきましては、当社は会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を設置しており、これらの機関のほかに、経営会議、リーダー会議、コンプライアンス委員会、人事報酬評価委員会(2015年11月設置)を設置しております。現状の体制につきましては、取締役の人数は6名(うち社外取締役2名)であり、相互のチェックが図れるとともに、社外取締役2名と監査役3名(うち社外監査役2名)による監査体制、ならびに社外取締役・監査役が、会計監査人や内部監査担当及び内部統制担当と連携を図る体制により、十分な執行、監査体制を構築しているものと考え、現在の体制を採用しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2(2)】

当社では、監査スケジュール及び取締役会決議等の法定手続きの関係もあり、現在、株主総会招集通知を法定期限の1週間以上前までに発送することができておりませんが、少しでも株主の皆様との総会議案検討期間確保につながるよう、早期のウェブ開示を行っております。(招集通知発送前に当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト「東証上場会社情報サービス」にて閲覧ができるよう開示を行っております。)

【補充原則1-2(4)】

議決権電子行使制度の利用につきましては、株主数が相当数となった場合に検討を行う予定としております。招集通知の英訳対応につきましては、当社株主の外国人(個人及び法人)の持株比率が相当数となった段階で実施する方針としております。

【原則3-1(4)】

当社は、現状においては取締役候補者の選任を行うにあたっては、中長期的な企業価値向上に貢献するための資質を備え、その役割を実行するために必要な人格、能力、経験などを有していることを選任基準とし、取締役会にて候補者の選任を行なっております。なお、2016年度より客観性を確保するため、2015年11月に新たに設置した人事報酬評価委員会(委員の過半数を社外役員で構成)での検討を経て、その助言を参考に取締役会において候補者を決定する予定です。社外役員の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立役員の独立性の基準を採用し、当社との間に特別な人的関係やその他利害関係がないことをもって独立性判断基準としております。また、監査役候補者の選任を行うにあたっては、役割に応じた必要な人格、能力、経験などを考慮し、監査役会の同意を得て、取締役会において決定しております。

【補充原則3-1(2)】

英語での情報開示につきましては、当社株主の外国人(個人及び法人)の持株比率が相当数となった段階で実施する方針としております。

【原則4-3】

当社は、社外役員の適切な関与と助言を求める観点から、委員の過半数が社外役員で構成される人事報酬評価委員会を設置しております。2016年度より、取締役の相互評価や各取締役とのヒアリング結果等を考慮した人事報酬評価委員会の助言を踏まえ、公正かつ透明性のより高い取締役評価を行なう予定です。

【補充原則4-3(1)】

当社は、社外役員の適切な関与と助言を求める観点から、委員の過半数が社外役員で構成される人事報酬評価委員会を設置しております。取締役の選任及び解任にあたっては、取締役会にて同委員会の助言を踏まえた上で協議し、決定いたします。

【原則4-11】

当社の取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための人格、能力、経験を総合的に評価し、多様性と適正規模の人員数となるよう、取締役の人選を行っております。取締役は、定款上において10名以下としており、現状の6名体制は、その役割・責務を実効的に果たすのに適正な人員数と判断しております。監査役会は、弁護士、経営経験者及び業界経験者で構成されております。なお、社外取締役としてではありますが、財務会計に関する適切な知見を有する者を1名以上選任しております。取締役会の実効性に関する分析・評価につきましては、今後、各取締役の業績への貢献度に加えて、職務執行状況や期待される役割・責務の相互評価等を実施することにより、取締役会の機能向上に繋げてまいります。

【補充原則4-11(3)】

各取締役の業績への貢献度に加えて、職務執行状況や期待される役割・責務の相互評価等を実施し、取締役会の機能向上に努めることにより実効性の高い監督機能の維持強化を目指してまいります。この評価結果の概要に係る開示につきましては、今後の検討課題として認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】

当社は、現状においては、一切の株式を保有しておりません。また、今後も保有しない方針であります。万が一、政策保有目的の株式保有を検討する際には、取締役会で方針を決議し、適時開示をいたします。

【原則1－7】

当社は、現状において当社役員や主要株主などの関連当事者間の取引実績はありません。当社方針といたしましては、全ての取引において取締役会の承認を要する旨を「取締役会規程」に定めております。今後において発生する場合は、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、効果や代替案等について検討し、取引の妥当性や経済合理性が認められるものに限り、承認することとしております。また、当社役員に対して、定期的に関連当事者間取引の有無について確認をするアンケート調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

【原則3－1】

(1)情報開示に当たっては、金融商品取引法等の関連法令や証券取引所の定める規則に則った適時適切な情報開示を行うとともに、当社ウェブサイト(URL:<http://www.nikkotravel.co.jp/company/>)上にて、経営理念やツアーコンセプトなどの経営戦略を開示しております。なお、中長期の経営計画につきましては、主事業である海外旅行は、渡航者の安全が前提となる事業のため、近年の不安定な世界情勢やウイルス性疫病の蔓延及び災害などが事業遂行に与える影響が大きく、中長期的な予想数値の設定及び公表は、現状では現実的でないとの判断をしております。それに代わるものとして、自己資本利益率(ROE)8%以上、営業収益経常利益率10%以上、営業収益50億円以上を中長期の経営指標(経営目標数値)として、設定しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針については、本コーポレートガバナンスに関する報告書「1-1.基本的な考え方」にて開示しております。

(3)当社は、取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針を本コーポレートガバナンスに関する報告書「2-1機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】」にて開示しております。また、その手続きについては、株主総会招集通知(URL:<http://www.nikkotravel.co.jp/pdf/2015/15061101.pdf>)などにて開示しております。

(4)当社は、現状においては取締役候補者の選任を行うにあたっては、中長期的な企業価値向上に貢献するための資質を備え、その役割を実行するために必要な人格、能力、経験などを有していることを選任基準とし、取締役会にて候補者の選任を行っております。なお、2016年度より客観性を確保するため、2015年11月に新たに設置した人事報酬評価委員会(委員の過半数を社外役員で構成)での検討を経て、その助言を参考に取締役会において候補者を決定する予定です。社外役員の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立役員の独立性の基準を採用し、当社との間に特別な人的関係やその他利害関係がないことをもって独立性判断基準としております。また、監査役候補者の選任を行うにあたっては、役割に応じた必要な人格、能力、経験などを考慮し、監査役会の同意を得て、取締役会において決定しております。

(5)取締役候補者及び監査役候補者の選任理由につきましては、2016年6月29日開催の定時株主総会より、当社人事報酬評価委員会での審議及び取締役会における決議に基づき、当該候補者の選任理由を株主総会招集通知にて説明しております。

【補充原則4－1(1)】

取締役会は、法令及び定款に定められた事項や、組織再編、主要な子会社役員の選任、多額の資産の取得・処分等の当社に係る重要事項を決定しており、その他の重要事項につきましては、経営陣に委任しております。

【原則4－9】

当社は、東京証券取引所の定める独立役員の独立性の基準に従い、取締役会で審議することで独立社外取締役候補者の選定を行っております。独立社外取締役の選任にあたっては、その高い専門分野の知識と経験を活かした助言能力を有していることを重視しております。

【補充原則4－11(1)】

当社の取締役会は、定款上において10名以下としており、現状の6名体制は、その役割・責務を実効的に果たすのに適正な人員数と判断しております。取締役の選任に関する方針は、迅速な意思決定ができる体制を前提として、人格、能力、経験を有した人材であり、戦略の立案と実行及び人材育成のできる人材と監視する人材であることなどのスキルを有した人材を登用することとしております。また、当社は、現状においては取締役候補者の選任を行うにあたり、中長期的な企業価値向上に貢献するための資質を備え、その役割を実行するために必要な人格、能力、経験などを有していることを選任基準とし、取締役会にて候補者の選任を行っております。なお、2016年度より客観性を確保するため、2015年11月に新たに設置した人事報酬評価委員会(委員の過半数を社外役員で構成)での検討を経て、その助言を参考に取締役会において決定する予定です。

【補充原則4－11(2)】

取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼務の状況については、当社ウェブサイトに掲載の「第40回定時株主総会招集ご通知」10頁の「取締役及び監査役の状況」の項目に記載しておりますので、以下URLをご参照ください。
<http://www.nikkotravel.co.jp/pdf/2016/16061001.pdf>

【補充原則4－14(2)】

当社は、役員及び経営幹部が、その役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供することを基本方針としております。当社は、株主総会後の取締役会時に旅行業界及び会社事業についての勉強会を開催しております。その他、各種団体のセミナーや外部研修において、各人の判断に必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽につとめており、その際の参加費用については会社が負担しております。

【原則5－1】

当社は、管理統括取締役がIRを担当しております。方針といたしましては、企業規模やニーズの観点から、定期的個人投資家・アナリスト・機関投資家向けの説明会は実施しておりませんが、依頼毎に個別に実施しております。その開催及びメディア取材に当たっては、主に当社の代表取締役社長・取締役会長もしくは管理統括取締役が説明を行っております。

【補充原則5－1(2)】

(1)株主との対話全般の統括及び建設的な対話の実現に向けた対応は、管理統括取締役がこの任に当たります。

(2)管理統括取締役管轄である管理部門が、IR活動を統括し、社内各所と有機的な連動を図っております。

(3)代表取締役社長が経済誌等のメディア取材に積極的に応じるなど、IR活動の充実に努めております。

(4)株主・投資家との対話において把握したご意見は、取締役会に報告し、その検討を行います。

(5)株主・投資家・アナリストとの対話の際には、金融商品取引法等の関連法令を遵守することはもとより、インサイダー取引防止を目的とした社内規定「インサイダー取引防止に関する規定」に基づき、情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
久野木 和宏	3,542,910	36.22
久野木 博子	543,194	5.55
株式会社ニッコウトラベル	348,803	3.56
ニッコウトラベル社員持株会	156,954	1.60
久野木 直人	122,834	1.25
久野木 麻子	122,834	1.25
久野木 義人	122,834	1.25
久野木 康二	116,400	1.19
日本生命保険相互会社	86,000	0.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	79,000	0.80

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木村 稔	公認会計士										△	
前田 一	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村 稔	○	——	木村稔氏は、公認会計士として豊富なキャリアと専門的知識を有しておられます。今後も経営の透明性と客観性向上についてご指導いただくため、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の当社社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもって1年であります。 * 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
前田 一	○	——	前田一氏は、弁護士としての法的視点及び幅広い見識から企業法務の分野を中心に豊富な業務経験を有しております。法律家として独立した立場から職務の執行を監督していただくことにより、コーポレート・ガバナンス体制及びコンプライアンス体制の機能強化を図るため、新たに社外取締役候補者いたしました。

			* 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
--	--	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性	更新
-----------------------------	----

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	人事報酬評価委員 会	5	1	0	2	0	2	その他
報酬委員会に相当 する任意の委員会	人事報酬評価委員 会	5	1	0	2	0	2	その他

補足説明

人事報酬評価委員会は、社内取締役の業績評価及び報酬制度と役員候補者の選抜・役員の昇降格などを取締役会に答申します。
なお、その他2名の委員は社外監査役であり、議長は常勤監査役がつとめております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

定期的に会計監査人と意見交換を実施しております。
また、財務報告に関しては、現状、第2四半期及び決算期に情報の報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
堀江 永	弁護士													
藤田 道夫	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀江 永		――	堀江永氏は、弁護士であり、法務的な相談及び意見等をいただいております。
藤田 道夫		――	藤田道夫氏は、旅行関連業種に勤めていた経緯から旅行企画に対する相談及び意見等をいただいております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

社内取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬で構成されております。業績連動報酬部分に関しては、中長期の経営指標数値(自己資本利益率(ROE)8以上営業収益経常利益率10%以上、営業収益50円億以上)と通期事業計画の達成状況に応じて賞与としての報酬を支給しております。なお、2016度より評価指標、目標水準、支給額の水準及び連動幅については、客観性を確保するため、人事報酬評価委員会にて議論され取締役会に答申されます。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役へ支給する総額を表示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会や経営会議の中で、社外の専門家として法務的側面・旅行の企画面における面からそれぞれ意見及び指導をしていただいております。コーポレート・ガバナンスの観点からコンプライアンスについては、取締役及び監査役は、その職務の遂行に必要と考える情報については、提供を関連部署に求め、入手しております。取締役会及び監査役会には、管理部門が中心となって支援しております。また、監査役からその職務を補助すべき社員を置くことが求められた場合に速やかに対応できる体制をとっております。また、各取締役・監査役は、必要に応じ、情報の円滑な提供がなされているかどうかについての確認を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行について

- (1) (各部署・支店) 及び (営業会議・リーダ会議) → 報告 → (経営会議) 決議事項 → 付議・報告 (代表取締役) 付議・報告 (取締役会) → (経営会議) → 指示・統制 (営業会議・リーダ会議) 及び (各部署・支店)
- (2) (経営会議) 決議事項 → 付議・報告 (代表取締役) → 付議・報告 (取締役会) → (経営会議) → 指示・指導 (営業会議・リーダ会議) 及び (各部署・支店)
- (3) (営業会議・リーダ会議) 及び (各部署・支店) → 報告 → (経営会議) → 指示・統制 (営業会議・リーダ会議) 及び (各部署・支店) 経営会議メンバー (取締役・監査役) で構成

2. 監査について

(1) 内部監査室による監査

年間計画に基づく業務監査 監査の報告 → 代表取締役 (依頼がある場合監査役)

(2) 監査役会による監査

取締役会・経営会議・営業会議・リーダ会議の出席 業務執行及び指示統制が的確に行われているかまた、定款・諸規程を厳守しているかを監視
取締役の職務の執行状況の監督

(3) 会計監査人による監査

決算業務監査 (会社法を含む) 監査四半期監査

内部統制監査・システム監査

監査報告 → 代表取締役・取締役管理統括担当・監査役

3. 取締役の指名報酬決定について

2015年11月に新たに設置した人事報酬評価委員会での検討を経て、その助言を参考に取締役会において決定する予定です。

人事指名報酬委員会の構成員: 常勤監査役1名 (議長)、社外取締役2名、社外監査役2名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の企業統治体制につきましては、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を設置しており、これらの機関のほかに、経営会議、リーダー会議、コンプライアンス委員会、人事報酬評価委員会 (2015年11月設置) を設置しております。現状の体制につきましては、取締役の人数は6名 (うち社外取締役2名) であり、相互のチェックが図れるとともに、社外取締役2名と監査役3名 (うち社外監査役2名) による監査体制、ならびに社外取締役・監査役が、会計監査人や内部監査担当及び内部統制担当と連携を図る体制により、十分な執行、監査体制を構築しているものと考え、現在の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	企業規模やニーズの観点から、定期の個人投資家向けの説明会を行なっておりませんが、依頼毎に個別に実施しております。また、株主との面談を行う際には、合理的な範囲内で代表取締役社長・管理統括取締役やIR担当者が面談に対応しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	企業規模やニーズの観点から、定期のアナリスト・機関投資家向けの説明会は実施しておりませんが、依頼毎に個別に実施しております。その開催及びメディア取材に当たっては、主に当社の代表取締役社長・取締役会長もしくは管理統括取締役が説明を行なっております。	あり
IR資料のホームページ掲載	自社ホームページ(URL: http://www.nikkotravel.co.jp/company/)及び当社発行の雑誌に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRは、管理統括取締役が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	財務報告等の各種情報を自社ホームページ(URL: http://www.nikkotravel.co.jp/company/)に掲載しております。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの基本方針は下記のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社および子会社は、当社の管理統括担当取締役をコンプライアンスに関する担当取締役とし、当社グループ全体のコンプライアンスに関する基本方針及び基本体制の整備・構築を図る。

(2) 当社および子会社の取締役及び使用人は、企業としての社会的責任に応え、企業論理及び法令並びに定款を厳守した企業活動に努める。

(3) 内部監査室は、内部監査規程に基づき、当社グループ全体の法令及び定款並びに社内規程の厳守状況について監査する。

(4) 財務報告をはじめ各種情報の適切な開示を実施し、経営の透明性及び健全性を高めるため社内体制の整備を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

(1) 当社の取締役の職務執行に係る情報については、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び「文書取扱規程」「取締役会規程」「稟議規程」に基づき作成、保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧できる状態にして保存、管理する。

(2) 当社の使用人の職務執行に係る情報についても、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び「文書取扱規程」「稟議規程」等の諸規程に基づき作成、保存し閲覧できる状態で管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理規程に基づき当社および子会社の各部門において相互の連携のもと、当社グループ全体のリスク管理を行う。

(2) 当社の企業理念のひとつである「安心の旅をお届けする」をより徹底し、外務省発表の海外旅行危険情報や当社独自の判断と検討に基づき、顧客に安心してご旅行していただける地域・方面の旅行のみを進行する。

(3) 重大なリスクが発現し、全社的対応を要する場合は、代表取締役社長を対策本部長として、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 中期経営計画及び単年度の経営計画の策定により、会社としての目標を明確にし、経営の最重要課題を確実に実行する。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」に則り行う。

(3) 取締役会を強化、充実させるため定期的に経営会議を開催し、業務執行及び重要施策の意思決定を機動的に行うことにより課題の早期解決を図る。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社の使用人は、企業としての社会的責任に応え、企業倫理及び法令並びに定款を厳守した企業活動に努める。

(2) 内部監査室は、内部監査規程に基づき、法令及び定款並びに社内規程の厳守状況について監査する。

6. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社および子会社の取締役および使用人等は、事業に関して、法令厳守体制、リスク管理体制を構築し、適切な内部統制システムの整備をおこなうよう指導し、規範及び規則を規程として整備する。

(2) 内部監査室は、監査計画に基づき当社および子会社の業務監査を実施し、実施結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。

(3) 子会社の業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」に基づき、当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の定期的な業務内容の報告を受け、経営及び業績に重大な影響を与える可能性のある重要な案件については事前に協議をおこなう。

(4) 海外の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な範囲において本方針に準じた体制とする。

(5) 内部通報制度(ホットライン)の窓口を当社及び子会社の共用のものとして社外に設けるとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

7. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役は、監査役を補助すべき使用人として指名することができ、その使用人は独立性を保つため監査役の指揮命令に従わなければならない。また、その使用人は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)当社および子会社の取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告しなければならない。

(2)当社および子会社の取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施事項等を遅滞なく監査役に報告しなければならない。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は、代表取締役社長と監査上の当社グループ全体の重要課題等について意見交換を行う。

(2)監査役は、内部監査室と係を保ち、内部監査室の監査を活用し監査効率の向上を図るものとする。また、必要に応じて内部監査室の協力を求める。

(3)監査役は、会計監査人と係を保ち、意見及び情報の交換を行うことと共に、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

(4)当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び子会社の実務または業務に影響を与えるもしくは与える恐れのある重要な事項については、速やかに監査役に報告するものとする。

(5)監査役はいつでも必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人に対して、業務の執行に関する報告を求めることができる。

(6)当社及び子会社の監査役への報告を行なった当社及び子会社の取締役及び使用人に対して、当該報告を行なったことを理由として不当な扱いを行なうことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

(7)当社は、監査役がその職務の執行について、独自の専門家を活用するための費用の支出を求めた場合、当社は当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考えとその整備状況

(1)当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の係をもたないことを、基本方針とする。反社会的勢力に向けては、規程を整備し、排除体制及び対応方法を定めるとともに、所轄警察署等の諸官庁や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携して適切に対処する体制を整備する。また、平素より反社会的勢力に関する情報の収集と管理に努めるとともに、外部機関との関係強化を図る。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1)当社グループは、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の係を持たないことを、基本方針としております。反社会的勢力に向けては、規程を整備し、排除体制及び対応方法を定めるとともに、所轄警察署等の諸官庁や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携して適切に対処する体制を整備します。また、平素より反社会的勢力に関する情報の収集と管理に努めるとともに、外部機関との関係強化を図ってまいります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社株式が公開買付けに付された場合には、株主が合理的な判断を行えるよう、当社の取締役会としての考え方を株主に対し開示することとし、株主が公開買付けに応じて当社株式を手放すことを不当に妨げません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

会社機関の内容

1. 取締役会

取締役会は、6名の取締役で構成されております。取締役会は、経営に関する意思決定機関として、取締役会規程に基づき、毎月定例取締役会を開催し、業績の進捗等について迅速な経営判断を行っております。また、機動的な経営の意思決定を図るため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、グループ全体の経営方針及び重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行の監督を行っております。

2. 監査役・監査役会

当社は監査役制度を採用しております。監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役会等の重要な会議出席し、職務執行を監査することで、会社の健全な経営と社会的信用の維持向上に努めております。当社の監査役会は3名（うち、2名は社外監査役）で構成されており、監査役相互間で知識、情報の共有や意見交換を行い、より客観性の高い監査に努めております。

3. 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で、監査契約（公認会計士法第2条第1項に基づく監査証明業務）を締結しております。

4. 経営会議

経営会議は、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を審議・決定を行う機関であります。

5. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンスに関する諸政策や行動規範、各行動指針に関する事項について、違反の程度が重要で経営者独自で解決したいと判断された場合に設置しております。同委員会は、代表取締役社長、内部監査担当、各取締役及び各監査役で構成されております。

6. 人事報酬評価委員会

人事報酬評価委員会は、社内取締役の業績評価及び報酬制度と役員候補者の選抜・役員の昇降格などを取締役会に答申します。

内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムをコーポレート・ガバナンスを機能させるための重要なインフラと位置付けております。

そのために、健全性と効率性を具備する経営組織体制を構築すること、財務諸表の信頼性を確保すること、法令や規則及び社内規程のルールを厳守することを目的として、内部統制の一層の強化と改善に努め取組んでおります。

整備状況として、

- * コンプライアンスについては、弁護士等の社外の専門家と密接な関係を保ち、経営に法的コントロール機能が十分に働くよう努めております。
- * 当社顧客の情報管理には細心の注意を払い、そのデータの流出を防ぐべくコンピューターシステムの改良と厳格なるセキュリティー管理を行っております。
- * 当社をとりまくステークホルダーである株主・投資家、顧客、取引先、従業員に対する情報提供と広報活動を重視し、決算説明会、アナリスト面談等を積極的に推進してまいります。
- * 重要執行方針を協議する機関として、取締役会とは別に、経営会議で経営情報・営業施策等について情報の共有化を行い、社内におけるガスの張りの経営に努めております。

リスク管理体制の整備の状況

当社の事業運営上のリスクは、外的要因によるリスク、心理的要因によるリスク、経済環境によるリスク、為替変動によるリスク、経営上の重要な契約によるリスクが挙げられます。また、ツアー催行に当たっては、当社の企業理念の一つである「安心の旅をお届けする」をより徹底し、外務省発表の海外旅行危険情報や当社独自の判断と検討に基づき、顧客に安心してご旅行していただける地域・方面の旅行のみを催行する方針であります。

リスク管理体制として

- * リスク管理規程に基づきリスク管理委員会を設置しております。
- * リスク管理規程及びリスク管理マニュアルに基づき各部門においてリスク管理をおこなっております。
- * 重要なリスクが発現し、全社的対応を要する場合は、代表取締役社長が対策本部長として、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める。

監査役監査及び内部監査の状況

監査役会は2名の社外監査役と1名の常勤監査役で構成されております。

監査役会は定期的に開催され、監査役会で定めた監査の方針に従い、社外取締役及び常勤監査役が、取締役会及びその他重要な会議に出席し、客観的な立場で意見を述べ、取締役の職務遂行について監査しております。

内部監査は、内部監査規程に基づき、事業活動全般に関する業務執行の妥当性及び効率性、法令・定款の遵守状況等について業務監査を定期的に実施しております。

内部監査、監査役監査及び会計監査人監査の相互連携については、定期的及び随時的に情報交換の場を設けて、監査の計画、概要及び結果の報告を受けております。

【コーポレートガバナンス体制図】

